

## ネット犯罪の被害者にも加害者にもならないために

ここ 10 年の間に中学生のスマホ所持率がどんどん上昇しています。用途はそれぞれ違うと思いますが、中学生のみんながよく使用しているのが SNS です。SNS とは、「ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)」の略で、簡単に言うと「スマホやパソコンを使って交流できるオンラインサービスの総称」になります。一番有名なのは、LINE (ライン) です。さらに、現在は LINE だけでなく、Twitter (ツイッター) や Instagram (インスタグラム)、TikTok (ティックトック) といった SNS も中学生の利用率が上昇しています。SNS の利用率の上昇に合わせて、日々の学校内で発生するトラブルよりも、学校外でのトラブル (SNS を介したトラブル) がどんどん増えています。旭中生のみんなにはこの先、トラブルに巻き込まれてほしくない、加害者にも被害者にもなってほしくないの、今号ではネットワークトラブルについて紹介したいと思います。



みなさんは「デジタルタトゥー」という言葉をご存じでしょうか。タトゥーとは一生消せないものです。ネット上にアップされたものも同じで、ネット上にアップされた情報 (投稿した文章、画像、動画など) は、半永久的に残ります。投稿した人が消せば大丈夫と思うかもしれませんが、その投稿を誰かが保存していたり (スクリーンショットを撮ったり)、さらに他の誰かに拡散していたりすれば、投稿した人がアップしたものを消しても、世の中から完全に消えることはありません。何気なく投稿したたった 1 行の書き込みが、1 枚の写真・動画が未来の自分を苦しめることがないように、情報モラルを学んで、通信機器の正しい利用を心がけましょう。◎トラブルには膨大な事例があります。その気はなくても、罪に問われることもあります。

### 事例 1 : ネットいじめ

A くんは同じクラスの B くんを、本人に気づかれないように撮影し、コメントを付けて SNS に載せました。それを見た C くんが B くんを誹謗中傷するコメントをさらに付け加えて SNS に…。それがいつの間にか他校にまで拡散。それを知った B くんはショックのあまり不登校に…。

☆匿名による投稿であっても、発信者を特定できることがあります。

☆精神的な被害を与える言葉の書き込みや名誉を傷つける書き込みは、刑法や民法により、裁かれることがあります。

### 事例 2 : 業務妨害

地震が起こった際に、「動物園から猛獣が逃げ出した」と嘘の書き込みを SNS に…。それをみた近隣住民がパニックに…。

☆警察による捜査の結果、投稿者を特定。冗談のつもりだったでは済まされない事態になりました。

### 事例 3 : 個人情報の漏洩

SNS 上に何気なく、友達との写真をアップ。すると友達が見ず知らずの人からストーカー被害に遭うように…。

☆ネットにアップした写真や動画で、撮影場所や生活範囲が知られてしまうケースがあります。アップした写真や動画は誰が見ているかわかりません。鍵をかけていても投稿を見た誰かが拡散している可能性も…。

誤った SNS の利用の仕方は以下のような犯罪行為に繋がることがあります。「そんなつもりはなかったのに、こんなことになるなんて…」とならないようにしましょう。

罪名	具体的な内容	罰金・懲役は
侮辱罪	名前など個人が特定できる情報と共に、悪口の相手を罵倒する内容をネット上に搭載、投稿する	1 万円未満 30 日未満の拘留
ストーカー 規制法違反	好意を持っている相手に、相手が嫌がっているにもかかわらず、一方的に何度も繰り返しメールなどを送信する	最大 100 万円 1 年以下の懲役
脅迫罪	相手の生命・身体・自由・名誉・財産に危害を加える内容をメールなどで送信する	最大 30 万円 2 年以下の懲役
名誉毀損罪	事実の有無にかかわらず、相手の名前など個人が特定できる情報と共に、相手の社会的評価を低下させる画像や動画をネット上に掲載、投稿する	最大 50 万円 3 年以下の懲役
信用毀損罪 業務妨害罪	相手の社会的信用を傷つける内容を SNS で拡散し、業務を妨害する行為 例：SNS などに、「あの店の料理がまずかった」「衛生状態が悪かった」などと投稿した	最大 50 万円 3 年以下の懲役
児童ポルノ 禁止法違反	撮影した友人の裸の画像や動画を別の友人に送付したり、SNS のグループ内で共有したりする	最大 100 万円 1 年以下の懲役

### <世の中の流れも…>

インターネット上の誹謗中傷対策を強化するために、侮辱罪の法定刑の上限を引き上げる改正刑法が 6 月 13 日の参院本会議で、賛成多数で可決、成立しました。今年の夏に施行されることとなりました。きっかけはネットで中傷を受けたプロレスラー木村花さんが命を絶ったことで、SNS などで悪質な投稿を抑制することが期待されています。改正前の法定刑は、上記の通り、「拘留（30 日未満）または科料（1 万円未満）」と刑法上最も軽いものでありましたが、法改正によって、「1 年以下の懲役もしくは禁錮、30 万円以下の罰金、または拘留もしくは科料」となり、公訴時効も 1 年から 3 年に延びます。匿名で行われることが多いネット上の中傷は加害者の特定に時間がかかるケースもあるので、厳罰化による抑制効果に加え、期間が延びることで立件の可能性が高まることも期待されています。「1 年以下の懲役もしくは禁錮、30 万円以下の罰金」でも軽いと思われるかもしれませんが、これは刑事訴訟の話であって、多くはこの後民事訴訟による多額の損害賠償請求訴訟が行われます。こちらの訴訟で、さらに多額の損害賠償（30 万円をはるかに超える額）を請求されることもあるのです。



刑法改正だけでは、誹謗中傷に対する抑止力は弱いと感じるかもしれませんが、他の法改正も絡めて対策が進んでいきます。これまで SNS 等に対する情報公開請求の手続きにはステップが多く、時間がかかっていましたが、「プロバイダー責任制限法」も改正され、新たに「発信者情報開示命令」「提供命令」「(ログイン情報の) 消去禁止命令」などが創設されることとなったそうです（バランスを取るために「発信者情報の開示命令に対する意義の訴え」も創設）。こちらが今年の 10 月に施行される見込みであるそうで、裁判所の裁量も広がることになりました。

#### 保護者の方へ

このように、世の中では SNS で起こる問題に対し、様々な角度でより厳しい対策が取られていく流れになっています。旭中生の中でも毎年のように SNS での問題が発生しますが、スマートフォン上で問題が進行していて、学校内で表面化することが少ないため、大抵の事例は既に事が大事になってしまっています。手遅れになってしまっている事例もありました。学校としても、SNS で起こった問題で、学校内だけで解決することが難しいと判断した事例は、守山警察署に相談しています。手遅れにならないためにも、警察沙汰にならないためにも、子どもたちには SNS の使い方を今一度しっかりと考えてほしいと思います。このような話に巻き込まれないように、お家の方で SNS の使い方について定期的に話題にいただけたらと思います。